別紙６

大阪国際空港周辺緑地ネーミングライツ契約書（案）

伊丹市(以下「甲」という。)と株式会社○○○○○（以下「乙」という。)は、甲が所有する大阪国際空港周辺緑地に対する命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の導入に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の目的）

第１条　本契約は、ネーミングライツを民間事業者等に付与することで地域活性化等によるＰＰＰ（公民連携）の推進を図るとともに、新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（ネーミングライツ）

第２条　甲は、乙に対して、大阪国際空港周辺緑地のネーミングライツを付与する。この場合、乙の定める大阪国際空港周辺緑地の名称は愛称とし、大阪国際空港周辺緑地の正式名称はこれを変更しない。

２　大阪国際空港周辺緑地の愛称（以下「愛称」という。）は次のとおりとする。

「○○○○伊丹○○○○」

３　乙は、大阪国際空港周辺緑地のネーミングライツを付与されていることを、ホームページ、出版物、広告等の媒体その他の手段により、標示することができる。

（施設命名権に付帯する諸権利等）

第３条　甲が、本契約に基づき乙に提供する諸権利等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広報チラシ、パンフレット及び封筒等印刷物（以下「印刷物等」という。）における愛称掲出権（愛称掲出にかかる費用は甲の負担とする。）

(2) 大阪国際空港周辺緑地施設内の看板、標識、ウェブページ等（以下「施設内看板等」という。）への愛称掲出権（愛称掲出にかかる費用は乙の負担とする。）

(3) 大阪国際空港周辺緑地施設外の看板、標識、案内板等（以下「施設外看板等」という。）への愛称掲出権（愛称掲出にかかる費用は乙の負担とする。）

(4) 大阪国際空港周辺緑地施設内指定場所への企業概要資料等の設置権（設置にかかる費用は乙の負担とする。）

（契約期間）

第４条　本契約の契約期間は３年間とし、令和９年３月１日から令和12年２月28日までとする。

２　愛称の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本契約が終了した場合は、愛称の使用期間も終了する。

３　第３条第１項第１号から第３号に基づき愛称を掲出できる期間及び同項第４号に基づき資料等を設置できる期間についても、本条第１項の本契約期間と同一であることを原則とするが、詳細については、看板等の設置及び撤去に要する作業期間を考慮し、甲乙

協議のうえ決定する。

（契約金額）

第５条　本契約に基づく契約金額は、前条に規定する期間中１年間につき、7,300,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）とし、契約初年度においては608,333円（消費税及び地方消費税額を含まない。）、令和11年度においては6,691,667円（消費税及び地方消費税額を含まない。）とする。ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税及び地方消費税相当額は変動後の税率により計算した額とする。なお本契約において年度とは、４月１日から翌年３月３１日までの期間をいう。

２　乙は、前項に定める契約金額を年度ごとに納付するものとし、甲の発行する納入通知書により毎年度4月末日までに納付するものとする。ただし、契約初年度においては令和9年4月末日までに納付するものとする。

３　乙が、第１項に規定する契約金額を支払期限までに納付しないときは、甲は、延滞期間に応じ、契約金額に対して「伊丹市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例（平成24年条例第44号）」に規定する割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。

（大阪国際空港周辺緑地における愛称の標示等）

第６条　乙は、本契約に基づき、施設内看板等及び施設外看板等に愛称を標示することができる。愛称の標示に要する費用は、乙の負担とする。

２　施設内看板等及び施設外看板等の標示の場所及びデザイン等については甲乙協議の上、決定する。

３　標示の所有権は、甲に帰属するものとする。

４　施設内看板等及び施設外看板等につき、乙が標示部分の汚損等で清掃等が必要と判断した場合は、甲と協議したうえで清掃等を実施することができる。

５　天災、事故その他の事由により大阪国際空港周辺緑地が損傷し、施設内看板等及び施設外看板等における愛称の標示が判別不能となった場合、乙は、第１項の定めにより愛称を再度標示することができる。

６　甲の故意又は過失により、施設内看板等及び施設外看板等の標示が契約期間内に消去等された場合、甲の責において、愛称を再度標示するものとする。

７　大阪国際空港周辺緑地が契約期間内に撤去等され施設内看板等及び施設外看板等の愛称の標示ができなくなった場合には本契約は終了するものとし、それが甲の故意又は過失によるときには、乙は、甲に対して損失補償を請求することができ、それが甲乙いずれの責にも帰さない事由によるときには、乙は、支払い済みの契約金額のうち契約残存期間に相当する金額の返金を甲に対して請求することができる。

（印刷物等にかかる愛称の標示等）

第７条　印刷物等における愛称のデザインは、別図１を標準とする。

２　愛称を標示する施設内看板等及び施設外看板等の場所、及びデザイン等については甲乙協議の上、決定する。

（愛称の変更）

第８条　乙は、本契約期間中、愛称を変更することはできない。ただし、愛称変更の必要性について特段の理由がある旨を甲に説明し、甲の同意を得た場合は、この限りではない。

２　前項ただし書きに定める変更に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

（愛称の使用及び周知）

第９条　甲は、大阪国際空港周辺緑地の名称として愛称を使用するものとし、愛称に対する市民への周知と理解を図るよう積極的に広報（広報誌、地図等）を行うものとする。

（本契約の期間満了）

第10条　乙が、本契約の期間が満了する日の翌日から、本契約の更新を希望するときは、令和11年8月31日までにその旨を甲に通知するものとする。

２　前項に定める通知を甲が受領したときは、乙との間で更新の成否について協議するものとする。

３　第１項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が令和11年10月31日までに不調となった場合には、本契約は、第４条第１項に定める期間の末日をもって終了する。

４　前項の規定に基づき本契約を終了する場合、甲乙協議の上、乙の費用負担により愛称標示の消去及び標示の原状回復等を行う。

（知的財産権の無償使用）

第11条　乙が、愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第２条第２項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

２　前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議の上、決定する。

（損害賠償）

第12条　甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約解除権）

第13条　甲又は乙のいずれかが、正当な理由なく本契約に定める義務を履行せず、相手方から相当期間を定めた催告をされてもなお当該期間内にこれを是正しないときは、その相手方は本契約を解除することができる。

２　乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為として本契約の継続が困難な状況が発生したと客観的に認められるときは、甲は本契約を解除することができる。

３　乙が伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第４号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者（以下、「暴力団等」という。）に該当すると認められる場合、又は、暴力団等を再委託の相手方としていた場合、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったときは、甲は本契約を解除することができる。
４　前３項に定める契約解除を甲が行ったときは、乙は当該解除の日を含む契約年度にかかる契約金額の返還を請求することができない。
５　前項の場合にあっては、第10条第４項の規定を準用する。

（有益費等の放棄）
第14条　本契約が終了したとき（甲が前条に定める解除権を行使したときを含む。）は、乙は乙の支出した有益費及び必要費等があってもこれを甲に請求することはできない。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第15条　甲及び乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。
２　前項に対する違反があった場合には、相手方は第13条第１項に基づき契約を解除できる。

（契約の費用等）
第16条　本契約の締結に印紙税が課される場合には、乙が負担するものとする。

（秘密の保持）
第17条　甲及び乙は、業務の実施上知り得た情報のうち、相手方から秘密として明示された非公知の情報を第三者に漏らしてはいけない。
２　前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も効力を有する。但し、当該情報が公知となった後はこの限りではない。

（疑義に関する協議）
第18条　本契約の内容に関し、契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により解決するものとする。

（裁判管轄）
第19条　本契約に関して紛争が生じた場合は、甲が被告となるときは神戸地方裁判所、乙が被告となるときは大阪地方裁判所を、専属的管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　月　　日

(甲)伊丹市千僧１丁目１番地
伊丹市
伊丹市長　　中田　慎也

(乙)○○市○○○○
株式会社○○○○○
代表取締役社長　○○　○○